様式第１号（第６条関係）

都留市妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業
助成金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

都　留　市　長　　様

申請者　氏　名
住　所　都留市
電　話

都留市妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業
助成金交付申請書兼請求書

遠方の分娩取扱施設等で分娩又は受診する必要があり助成金の交付を受けたいので、都留市妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業実施要綱第６条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１．助成金申請額　　金　　円

分娩	妊婦 健康診査	産婦 健康診査	産後ケア	１か月児 健康診査	乳児一般 健康診査	不妊治療
円	円	円	円	円	円	円

2．振込先　※口座名義と申請者の名前は必ず一致させてください。

振込希望金融機関	金融機関名	銀行・金庫・ 信組・信連・ 農協・漁協・ 信漁連	金融機関 コード	
	支店名	本店・営業所 支店・出張所	店番号	
	口座番号		口座種別	普通　・　当座
	口座名義	（カタカナで記入してください。）		

添付書類

(1)該当事項調査票　(2)交通費又は宿泊費に係る領収書等　(3)助成対象日がわかるもの

3. 請求の内訳(分娩)

（1）交通費(往復1回)

<table>
<tr><td rowspan="7">行き</td><td>利用日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>出発場所</td><td>□自宅　□里帰り先
□その他（　　）</td><td>到着場所</td><td colspan="2">□分娩取扱施設　□宿泊施設
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>高速道路</td><td colspan="2">(出発ＩＣ　　)
(到着ＩＣ　　)</td><td>実費額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>自家用車</td><td colspan="2">（　　）ｋｍ×37円
※1ｋｍ未満端数切捨</td><td>実費額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>公共交通機関</td><td colspan="2">□バス　□電車　□その他（　　）
（　　）～（　　）
(□急行　□座席指定　□その他)</td><td>実費額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>交通費合計①</td><td colspan="2">円</td><td>算定額②</td><td>①×0.8
円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">帰り</td><td>利用日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>出発場所</td><td>□分娩取扱施設
□その他（　　）</td><td>到着場所</td><td colspan="2">□自宅　□里帰り先
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>高速道路</td><td colspan="2">(出発ＩＣ　　)
(到着ＩＣ　　)</td><td>実費額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>自家用車</td><td colspan="2">（　　）ｋｍ×37円
※1ｋｍ未満端数切捨</td><td>実費額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>公共交通機関</td><td colspan="2">□バス　□電車　□その他（　　）
（　　）～（　　）
(□急行　□座席指定　□その他)</td><td>実費額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>交通費合計③</td><td colspan="2">円</td><td>算定額④</td><td>③×0.8
円</td></tr>
</table>

※合理的であると認められる経路で算出すること。

※住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦については、片道3,000円を上限とする。

（2）宿泊費(14泊上限)

<table>
<tr><td>宿泊日</td><td colspan="3">年　　月　　日～　　年　　月　　日(　　泊)</td></tr>
<tr><td>1泊あたりの宿泊費⑤</td><td>円</td><td>上限額⑥</td><td>円</td></tr>
<tr><td>算定方法</td><td>(④又は⑤のいずれか少ない方の額-2,000円)×泊数
（　　円-2,000円）×（　　）泊</td><td>算定額⑦</td><td>円</td></tr>
</table>

※都留市職員等の旅費に関する条例（昭和62年4月1日条例第7号）に規定の額を上限とする。

3. 請求の内訳

□妊婦健康診査(往復 14 回上限ただし、多胎は 19 回上限)

□産婦健康診査(往復 2 回上限)　□産後ケア(往復 7 回上限)

□１か月児健康診査(往復 1 回)　□乳児一般健康診査(往復 1 回)

□不妊治療(往復 10 回上限)

（1）交通費

<table>
<tr><td colspan="2">利用日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">行き</td><td>出発場所</td><td></td><td>到着場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>高速道路</td><td>(出発ＩＣ　　)
(到着ＩＣ　　)</td><td>実費額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>自家用車</td><td>(　　) ｋｍ×37 円
※１ｋｍ未満端数切捨</td><td>実費額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>公共交通機関</td><td>□バス　□電車　□その他 (　　)
(　　)～(　　)
(□急行　□座席指定　□その他　)</td><td>実費額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>交通費合計①</td><td>円</td><td>算定額②</td><td colspan="2">①×0.8
円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">帰り</td><td>出発場所</td><td></td><td>到着場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>高速道路</td><td>(出発ＩＣ　　)
(到着ＩＣ　　)</td><td>実費額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>自家用車</td><td>(　　) ｋｍ×37 円
※１ｋｍ未満端数切捨</td><td>実費額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>公共交通機関</td><td>□バス　□電車　□その他 (　　)
(　　)～(　　)
(□急行　□座席指定　□その他　)</td><td>実費額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>交通費合計③</td><td>円</td><td>算定額④</td><td colspan="2">③×0.8
円</td></tr>
</table>

※合理的であると認められる経路で算出すること。

※住所地から最も近い妊婦健診施設等まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦については、片道 3,000 円を上限とする。

※住所地から最も近い産後ケア施設等まで概ね 60 分以上の移動時間を要する産婦については、片道 3,000 円を上限とする。

※不妊治療については、住所地から最も近い医療機関等までの費用を上限とする。